

共に創る健康づくり推進条例

資料3

を制定し、令和2年6月29日に施行しました。

目的

(第1条関係)

市民の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市民、地域団体、事業者、保健医療等関係者、いわき市の役割を明らかにするなど、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、全てのいわき市民が**生涯にわたり心身ともに健康で、生き生きと生活ができる健康長寿社会の実現に寄与すること**を目的とします。

基本理念

(第3条関係)

市民の健康づくり

- 市民、地域団体、事業者、保健医療等関係者（以下「市民等」という。）及びいわき市が共に創ること

市民の健康づくりの推進

- 市民等のそれぞれが健康づくりに関する関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと
- 市民の健康に関わる社会環境の整備及び向上に取り組むこと
- 市民等及びいわき市が相互に連携し、及び協力すること

上記を「**基本として行われなければならない。**」ことを定めています。

各主体の役割

地域団体の役割 (第6条関係)

活動を行うに当たり、市民の健康づくりに配慮するよう努めます。



市民等の役割 (第4条関係)

市民等が実施する健康づくりに資する活動及び市が実施する市民の健康づくりの推進に関する取組に主体的に参加します。



連携
協働

保健医療等関係者の役割 (第8条関係)

市民が保健医療等に係るサービスを適切に受けられるよう努めます。



事業者の役割 (第7条関係)

従業員の健康づくりに主体的に取り組めます。



市民の役割 (第5条関係)

継続して心身の状態に応じた健康づくりに取り組めます。

いわき市の役割 (第9条関係)

市民の健康づくりの推進に関する施策を策定・実施します。



市民の健康づくりの推進に関する基本的事項

健康いわき21(第二次) (第10条関係)

計画期間：平成26年度～令和5年度

市健康増進計画「健康いわき21(第二次)」を策定し、生涯にわたる市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進しています。

計画策定から5年が経過したことから、平成30年度に中間評価と内容の見直しを実施し、平成31年3月には、新たに重点プロジェクトを位置付けた改定版を策定しています。

→ **市健康増進計画の策定規定を明確化**

「健康いわき21(第二次)」重点プロジェクト

【基本目標】健康長寿の実現

推進体制の整備と健康関連データの見える化を進め、保険者・企業への働きかけや地域における取組の拡大を図るなど、市民の健康づくりを官民協働で推進する。

健康いわき推進会議 (第11条関係)

→ 市民の健康づくりの推進に関し、「健康いわき21」に関すること等を調査審議するため、**推進体制の整備規定を明確化**

健康いわき推進会議

市長をトップとし関係団体代表者で構成する推進体制

◇ 各専門分野の20団体が協働して地域と職域が連携した健康づくりの取組みを企画・実践・評価

<下部組織> 健康推進企業普及部会

- ・健康経営の普及啓発・取組支援
- ・地域や消費者等の健康づくり(活動)の支援

連動

連携

連動

市・保健衛生関係団体等
(地域保健の取組み)

保健サービス活動
及び健康づくり事業の
推進強化

企業・事業所等
(職域保健の取組み)

企業の健康経営による
働く世代とその家族への
健康増進

市民の皆さまと“共に”健康長寿社会の実現を目指します。

条例制定後の取組み

令和元年
「いわき市健康元年」
として取組みをスタート

いわき市 [令和2年6月29日施行]
共に創る健康づくり推進条例制定

2年目以降はビジョンを掲げ推進

令和2年以降
「健康長寿の実現を目指す
～いわき市健康長寿百年構想～」

【実現に向けた取組みイメージ】

【取組みのスローガン】

～ 元気100年
よいかみ、
よくなて、
よくigoku～

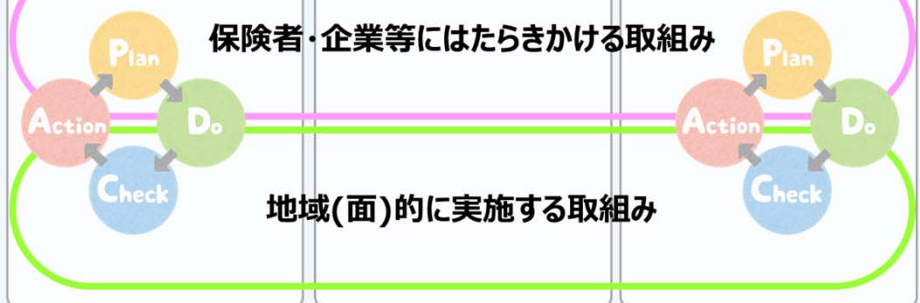


推進体制の整備とデータの見える化

意識を変える

行動を変える

環境を変える



いわき市共に創る健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市民、地域団体、事業者、保健医療等関係者（以下「市民等」という。）及び市の役割を明らかにするとともに、市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと生活ができる健康長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市の区域内に居住する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

(2) 地域団体 市の区域内で活動を行う団体であって営利を目的としないものをいう。

(3) 事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民の健康づくりは、市民等及び市が共に創ることを基本として行われなければならない。

2 市民の健康づくりの推進は、市民等のそれぞれが健康づくりに関する関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを基本として行われなければならない。

3 市民の健康づくりの推進は、市民の健康に関わる社会環境の整備及び向上に取り組むことを基本として行われなければならない。

4 市民の健康づくりの推進は、市民等及び市が相互に連携し、及び協力することを基本として行われなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等が実施する健康づくりに資する活動及び市が実施する市民の健康づくりの推進に関する取組に主体的に参加するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する必要な知識を習得するとともに、健康診査等の受診その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、その活動を行うに当たっては、市民の健康づくりに配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、従業員の健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第8条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、市民の健康づくりに資する情報を提供し、市民が保健医療等に係るサービスを適切に受けられるよう努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、基本理念にのっとり、市民の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、福島県及び他の市町村と連携を図るよう努めるものとする。

4 市は、基本理念にのっとり、市民等に対して、市民の健康づくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民の健康づくりの推進に関する計画の策定等)

第10条 市は、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民の健康づくりの推進に関する計画（以下この条及び次条第2項第1号において「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する基本方針
- (2) 市民の健康づくりの推進に関する指標及び目標
- (3) 市民の健康づくりの推進に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市は、計画を定めるに当たっては、市民等の意見を聴くものとする。

4 市は、計画の進行管理に合わせて5年ごとに第2項第2号に掲げる事項を評価し、必要に応じて当該事項の見直しを行うものとする。

(健康いわき推進会議)

第11条 市民の健康づくりの推進に関し、必要な事項を調査審議するため、健康いわき推進会議（以下この条において「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する事項

3 推進会議は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療等関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第12条 市は、市民の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。